

解散公告

当法人は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律第二〇六条第一号の規定により解散いたしましたので、当法人に債権を有する方は本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。尚、右期間以内にお申し出がない時は清算から除外します。

令和五年二月二十日

新潟県長岡市栃尾谷内二丁目五番九号

一般社団法人 栃尾青年会議所

清算人 尾崎慧光